

## 10 司法研究科

### 3.10 司法研究科

10.1	理念・目的・教育目標	司法研-1
10.2	学生の受け入れ	司法研-2
10.3	教育内容・方法	
10.3.1	カリキュラムの編成	司法研-6
10.3.2	教育・研究指導のあり方	司法研-7
10.3.3	教育方法のあり方	司法研-10
10.3.4	教育成果のあり方	司法研-11
10.3.5	教育の質の向上	司法研-14
10.3.6	学位授与・課程修了の認定	司法研-15
10.4	国際交流	司法研-17
10.5	研究活動と研究環境	
10.5.1	研究環境	司法研-19
10.5.2	研究活動	司法研-19
10.6	教員組織	司法研-21
10.7	施設・設備	司法研-24

## 10 司法研究科

### 10.1 理念・目的・教育目標

#### 【評価項目 0-0-1】 理念・目的等

(必須要素) 大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

(必須要素) 大学院研究科の理念・目的・教育目標とその達成状況

#### <開設時に設定した目標>

1. 多様化する広範な法の領域に対応しうる基礎的な知識や特化した専門分野の高度な知識を身につける。
2. 問題に対して高度な法的分析により考察する力＝「理論」と、具体的に行動し解決する力＝「実務」の融合を図る。
3. 徹底した少人数教育、多彩な科目群、英語での講義、等により、個々の目標や活動のフィールドに応じた、多様なニーズに対応できるレベルの高い学習システムを提供する。

#### (現状の説明)

司法研究科は、法曹三者という高度専門職業人の養成に特化した専門職大学院（法科大学院）として、専門的な知識を習得するとともに、豊かな人間性や責任感、高度な倫理観を養い、社会に貢献しうる法曹を養成することにより、21世紀の法曹界を支えていくことを理念とする。

この理念のもと、本研究科で養成する法曹像を「企業法務に強い法曹」「国際的に活躍できる法曹」および「人権感覚豊かな市民法曹」の3つとする。この3つの法実務のいずれの分野においても、一般的に要求される法曹としての基本的能力や資質を十分に養成しつつ、法的問題の多様化・専門化・国際化に確実に対応できる能力を持ち、その様々な局面や過程において、スクールモットーである“Mastery for Service”を体現し、社会に貢献しうる法曹を育成することを目的とする。

この目的を実現していくための教育目標として、上の3つを掲げる。

#### (点検・評価の結果)

理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性については、専門職大学院である法科大学院の設置にあたり、2004年度開設の際、設置趣旨につき十分な議論を経た上で文部科学省に設置申請したものであり、適切であると考えている。

また、理念・目的・教育目標とその達成状況については、2004年度に開設したばかりでまだ修了者を出しておらず、もうしばらく評価は待たなければならないが、日々、理念・目的・教育目標に向けて努力し、順調に実行できている。

#### (改善の具体的方策)

現在の努力を継続しつつ、絶えずその進捗状況を精査することを制度的に確立する。

## 10.2 学生の受け入れ

### 【評価項目5-0-1】 入学者受け入れ方針等（門戸開放）

（必須要素）他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

### 【評価項目5-0-2】 学生募集方法、入学者選抜方法

（必須要素）大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

### 【評価項目5-0-3】 入学者選抜の仕組み（学内推薦制度）

（必須要素）成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

### 【評価項目5-0-4】 入学者選抜方法の検証

（必須要素）各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

（選択要素）入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みの導入状況

### 【評価項目5-0-6】 「飛び入学」

（必須要素）「飛び入学」制度の運用の適切性

### 【評価項目5-0-8】 社会人学生の受け入れ

### 【評価項目5-0-9】 科目等履修生、聴講生等

（選択要素）科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

### 【評価項目5-0-10】 外国人留学生の受け入れ

（選択要素）外国人留学生の受け入れ状況

（選択要素）留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性

### 【評価項目5-0-11】 定員管理

（必須要素）収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性

#### <開設時に設定した目標>

1. 公平性、開放性、多様性の確保
2. 厳密性の確保
3. 入学者の適性を的確かつ客観的に評価する制度の確立
4. 定員確保ができる体制の確立

#### （現状の説明）

2004年4月に開設した本研究科においては、2003年度に初めての入試を行った。

本研究科は、高度の専門性を要する職業等に必要能力を養う専門職大学院として、法曹養成のための教育を行うことを目的としており、その目的を達成するため、「本学の建学の精神“Mastery for Service”を体現し、社会に貢献する法曹を養成する」という理念に共鳴し、法曹になろうという強い意志と意欲、および法曹になるための素養を持った者を選抜するための入試を実施している。

選抜方法については、「一般入試（法学既修者）2年修了」、「一般入試（法学未修者）3年修了」、「特別入試」の3つの入試形態をとっている。「一般入試（法学既修者）2年修了」は、法学の基礎的な学識を有する者で2年修了を希望する者を対象としたもので、「一般入試（法学未修者）3年修了」は、法学の基礎的な学識を有しない者で3年修了を希望する者を対象としたもの、「特別入試」は、幅広い分野において顕著な活動を行った者、外国語能力にすぐれた者、専門的な能力や資格を有する者などで、将来法曹になった時にその特

長を十分にいかし、社会的に寄与する活動が期待できる者を対象としており、3年修了のみである。

いずれの入試形態も第1次選考として、書類審査（一般入試：学部成績、適性試験成績。特別入試：特性評価、適性試験成績）を課し、第2次選考は筆記試験（特別入試は筆記試験と面接）を課している。

「一般入試（法学既修者）2年修了」では、法科大学院の基礎的な法律科目の履修を省略できる程度の基礎的な学識を備えているかどうかを判定するため、第2次選考において憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の6科目の試験を課している。また、「一般入試（法学未修者）3年修了」は、法律の知識を問うことはできないため、法律科目試験は行わず論文2題を課している。出題も法律の知識を問うものではない。「特別入試」は論文1題と面接であり、とくに英語能力にすぐれた者に法律家となる機会を開くため、英語による論文問題を選択できるようにしている。

入学試験実施にあたり留意したことは、多様性、公平性、開放性の確保である。実施に当たっては、本学法学部のみならず本学出身者を優遇することなく、受験者は全て同一条件下での入試とした。その方法は、第1次選考の書類審査においては、特別入試を除き、志望理由書・経歴書の提出は不要とし、適性試験の成績と学部成績のみでの審査とした。また第2次審査においても筆記試験のみで判定している。このように、合格者の選抜に当たって恣意的なものが入る余地はまったくない。

参考として、入学者に占める本学出身者と本学以外出身者の比率（最終学歴による）、法学系学部出身者と非法学系学部出身者の比率（学部）、加えて、既卒者と新卒者の比率をあげておく。

なお、社会人の定義については統一的なものがないため、本学では既卒者を社会人としている。

	2004年度入学者				2005年度入学者			
	既修者	未修者	特別	計	既修者	未修者	特別	計
募集定員	75名	35名	15名	125名	75名	35名	15名	125名
入学者数	70名	51名	18名	139名	62名	52名	13名	127名
本学出身者	27.1%	23.5%	11.1%	23.7%	21.0%	19.2%	23.1%	20.5%
本学以外出身者	72.9%	76.6%	88.9%	76.3%	79.9%	80.8%	76.9%	79.5%
法学系学部出身者	78.6%	52.9%	33.3%	63.3%	75.8%	48.1%	15.4%	58.3%
非法学系学部出身者	11.4%	47.1%	66.7%	36.7%	24.2%	51.9%	84.6%	41.7%
既卒者	81.4%	72.5%	88.9%	79.1%	80.6%	59.6%	92.3%	73.2%
新卒者	18.6%	27.5%	11.1%	20.9%	19.4%	38.5%	7.7%	26.0%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	0.8%

また、成績優秀者に対する学内推薦制度など、本学出身者が優遇される入試制度や枠は設けていない。これも入試の公平性を保つためである。

開放性については、入試要項を作成、頒布し、ならびにホームページでの広報、説明会の実施などにより、広く広報活動を行い周知した。出願人数、合格者人数などについても、

速やかにホームページで公開している。

本研究科入試は、全ての入試形態について、出身学部に関係なく受験することができ、広く門戸を開放している。加えて、全ての入試形態に出願することができ、受験機会を増やすことに繋がっている。

多様性については、特別入試を実施し対応している。これは、上記に記載したとおり、幅広い分野において顕著な活動を行った者、外国語能力にすぐれた者、専門的な能力や資格を有する者などで、将来法曹になった時にその特長を十分にいかし、社会的に寄与する活動が期待できる者を対象にした入試であり、1学年の定員125名の内、15名（12%）の募集を行っている。

これにより、法学部・法学科以外の学部・学科の出身者や社会人等の入学者に占める割合は、2004年度入試、2005年度入試とも、「法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が三割以上」という専門職大学院設置基準を上回っている。（上記の表 参照）

入試問題の検討については、1科目につき複数名による出題を行い、入試実行小委員会で事前に最終確認を行っている。

入学者選抜方法の検証については、入試の制度的な検討を行う入試検討委員会、実行の責任を担う入試実行小委員会を設置し、それぞれ検証している、研究科長室委員会、教授会で最終検討していることは言うまでもない。

「一般入試（法学未修者）3年修了」「特別入試」につき飛び級制度を実施しており、2004年度入試においては4名の出願者（入学者はなかった）、2005年度入試は1名の出願者（入学者1名）があった。

定員確保については、入試実行小委員会において合否判定原案を作成し、研究科長室委員会、教授会で慎重に審議し、定員確保に努めており、開設より2年間定員を確保している。（上記の表 参照）

入学者の在籍率については、2005年8月31日現在、259名であり、1学年定員125名の定員を確保している。過去2年間の入学者数266名との差は退学者である。

#### （点検・評価の結果）

##### 1. 公平性、開放性、多様性の確保

すべて確保できており、これらについての外部からの指摘もない。現在においては、満足できる状態である。

##### 2. 厳密性の確保

確保につとめており問題はない。

##### 3. 入学者の適性を的確かつ客観的に評価する制度の確立

まだ入学者を2年しか受け入れていないため、その検証には数年かかると思われるが、本研究科の入試の方法については妥当と考えている。

##### 4. 定員確保ができる体制の確立

募集定員125名のところ、2004年度は139名、2005年度は127名の入学者を迎えることが出来たことは、評価できることである。

なお、入学者合計が2年間で266名となるが、現在の在籍者数259名との差7名はすべて退学者であり、2004年度入学生の退学者が6名（既修者2名、未修者4名）、2005年度入学生の退学者が1名（既修者）である。

（改善の具体的方策）

開設から2年、入学者の成績と入学後の成績の相関関係のデータもまだ十分でなく、2006年に実施される新司法試験の結果もこれからである。従って、本研究科で実施している入試が本当に適正かどうかの検証は今後の課題である。学部成績を入試で考慮することが適正であるのか、適性試験の配点は現状のままでよいのか、入試段階で法学既修者と法学未修者を選別する現在の方法がはたして良い方法なのかどうか、全体の入試科目は妥当か、またその配点はどうか、面接試験を全員に課すべきか、など、検証することは多い。

しかしながら、まだ緒についたばかりの法科大学院の入試は、法曹養成制度に直結する、また、本研究科の運営に直結する重要な問題であるので、十分な検討と慎重かつ迅速な、たゆまない入試改革を進める必要がある。

## 10.3 教育内容・方法

### 10.3.1 カリキュラムの編成

#### 【評価項目 6-1-1】 教育課程

- (必須要素) カリキュラムの編成方針と教育理念・目的との関係
- (必須要素) カリキュラムの体系性と教育理念・目的との関係
- (必須要素) 学部に基づき大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係
- (必須要素) 修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係
- (必須要素) 博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性
- (必須要素) 課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性
- (選択要素) 創造的な教育プロジェクトの推進状況

#### 【評価項目 6-1-10】 専門職大学院のカリキュラム

- (必須要素) カリキュラム全体においてケース・スタディ、ディベート、フィールドワーク等の授業科目が占める割合
- (必須要素) 高度専門職業人としての活動を倫理面から支えることを目的とした授業科目の開設状況
- (必須要素) 高度専門職業人養成機関に相応しい教育内容・方法の水準を維持させる学内的方途の適切性
- (必須要素) 高度専門職業人養成機関に相応しい修了認定
- (選択要素) 学外での経験・活動等を単位認定する際の認定単位の適切性

#### ＜開設時に設定した目標＞

1. 本研究科の完成年次（2006年度）までは、当初編成したカリキュラムの確実な実施をすすめる。ただし、可能な限りでの見直しや修正は、教授会の下におかれたカリキュラム委員会での検討や学生および教員による授業評価などの結果を通じて、たえず実施する。
2. 完成年次以降（2007年度）は形成支援プログラムでの検討を基にして、実務基礎科目の再編を目指す。
3. 実務基礎科目以外の科目群についてもさらなる充実を目指す。

#### （現状の説明）

本研究科は、「理論と実務の融合」という観点から、実務家教員も法理論教育に積極的に関与し法曹養成を目的とするカリキュラムを組んでいる。そのため、講義、演習、実習のいずれの科目も、双方向的、多方向的で密度の高い授業を展開するため、準備学習を前提にした授業計画となっている。

#### 1. 本研究科の教育課程の特色は次のとおりである。

- (1) 開講形態は全ての科目が完全セメスター制による1学期間の開講であり、集中的学習をおこなっていること。
- (2) 法学未修者の法律学学習への導入と基本的な読み書きや議論の能力向上を図るために、1年生次に「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」を設置していること。
- (3) 「法律基本科目群」の学習は、1年生次に基本的な知識の修得、2年生次には重要論点の学習、3年生次には個別法を集約した総合的な学習、と段階的になっていること。
- (4) 「実務基礎科目群」には「エクスターンシップ」、「ローヤリング」、「クリニックA」、



「クリニックB」など、学生が実際に生起する問題とふれあう実務実習科目を幅広く設置し、それらのうちの一つを選択必修としていること。

(5) 「基礎法学・隣接科目群」を充実させ、必要修得単位数も6単位と多くしていること。  
また、外国法重視の観点から、「英米法総論」を必修とするとともに、本学のキリスト教主義教育の観点から「キリスト教と人権」を設置していること。

(6) 「展開・先端科目群」が学生の将来の志望に対応した三領域（「企業法務科目」「国際関係科目」「現代社会と法関係科目」）に分けられており、それぞれに幅広く科目が設置されていること。

(7) 3年生次に少人数で行う演習科目の「特別演習」が設置され、特定のテーマを具体的に研究することによって、当該テーマに対する理解を深め、学生の思考力、問題解決能力の向上を図ることとなっていること。

2. 以上のカリキュラムを、法学未修者は3年間、法学既修者は2年間で段階的に履修する。修了に必要な単位数は、法律基本科目群が54単位（50単位必修）、実務基礎科目群が10単位（4単位必修）、基礎法学・隣接科目群が6単位（英米法総論2単位必修）、展開・先端科目群が26単位、全体より選択2単位、である。

以上、学年別に示すと、（1年生次）上限36単位→（2年生次）上限36単位→（3年生次）上限44単位、以上合計98単位以上の修得→修了、法務博士（専門職）学位授与、というプロセスとなる。

3. ロースクール教育に携わる専任教員は、2004年度研究者教員16名、実務家教員17名（客員教員1名を含む）と非常にバランスのとれた構成となっている。

#### （点検・評価の結果）

すでに2004年度中には、春学期と秋学期の最終の授業終了時に授業アンケートが実施され、あわせてすべての教員に対する自己評価も実施された。学生に対するアンケートについては、司法研究科自己評価委員会編の「授業評価アンケート結果報告書」が司法研究科の教職員及び学生に公開されている。

授業評価アンケートの結果については、自己評価委員会において分析・検討の結果、次のような改善にむけての具体的方策の実施が検討された。

#### （改善の具体的方策）

自己評価委員会において、上記授業アンケート等の結果、現行カリキュラムの問題点の分析や検討がなされているが、本研究科はいまだ完成年度には達していないため、カリキュラムの大幅な改善は2007年度以降まで見送らざるを得ない。

### 10.3.2 教育・研究指導のあり方

#### 【評価項目 6-2-3】 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

（必須要素）社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

#### 【評価項目 6-2-4】 研究指導等（学生の研究活動への支援を含む）

- （必須要素）教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性
- （必須要素）学生に対する履修指導の適切性
- （必須要素）指導教員による個別的な研究指導の充実度
- （選択要素）複数指導制を採っている場合における教育研究指導責任の明確化
- （選択要素）教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置の適切性
- （選択要素）研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策
- （選択要素）才能豊かな人材を発掘し、その才能に適した研究機関等に送り込むなどを可能ならしめるような研究指導体制の整備状況
- （選択要素）学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性
- （選択要素）学生に対し、各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性

#### <開設時に設定した目標>

開設初年度の授業結果を踏まえ、明らかになった問題点の改善に向け、また学生および教員からの要望を考慮に入れて、履修指導についての検討を続けていく。

1. 入学前ガイダンスの実施による、入学直後からの充実した学習活動の実現
2. 研究者教員と実務家教員の共同指導体制による理論と実務の融合
3. オフィス・アワー、クラス担当制、教学補佐制度による学習支援体制の確立
4. 目的に応じた施設の整備

#### （現状の説明）

1. 2005年度の入学予定者に対しては、3回（11月・1月・2月）入学前ガイダンスを実施することにより、入学後の学習がスムーズに進行できるよう指導を行っている。内容としては、第1回目は、「本学ロースクールの教育内容の説明」、「憲法・民法・刑法の学習方法についての説明」、「施設見学」、「在学生体験談・質問会」など、第2回目は、科目別ガイダンスとして、既修者対象の「行政法」、未修者対象の「民事訴訟法、刑事訴訟法、商法」についての科目担当者からの説明、加えて未修者対象の「法学入門講座」である。そして最終の第3回目は、未修者のみを対象に「民法入門」「刑法入門」と題してのガイダンスを実施した。
2. 本研究科では、専門職大学院にふさわしく研究者教員と実務家教員との連携による共同作業として、学生の教育に当たっている。すなわち、1年生に対する基礎的・体系的な法理論教育については主に研究者教員が担当し、2年生以上の講義・演習については、実務家教員も加わって理論的により深くかつ実務にも配慮した実践的な教育を研究者教員とともに担当している。共同授業（研究者と実務家のペア授業）はもちろんのこと、少人数教育のためにクラス分けして担当する授業においても、事前の教材作りから始まって、授業直前の共同討議、試験結果の検討に至るまで、両者がチームとして密接に学生の教育に当たっている。まさに理論と実務の融合が建前ではなく、それを学生に対する日々の教育を通して実践しているといえる。
3. 学生からの質問や相談に対応するため、全専任教員がオフィス・アワーを設けている。それ以外に、多くの教員は、授業時間外でも、学生からの質問や学習支援要請に対しては、時間の許す限り個別に対応しているのが実情である。また、1年生および2年生に対して、クラス担任制を設け、それぞれ研究者教員および実務家教員が1名ずつペアで学生の学習支援に当たっている。また、3年生における特別演習も、それに類する役割を

- 担うものと期待されている。さらに、2004年度秋学期から、法学未修者を対象に既修者が勉強会形式で指導する教学補佐制度を新たに設け、学習支援体制の充実に努めている。
4. ロースクールでの高度な学習に不可欠な（さらには、それをより快適に、効果的に実現できるための）施設・設備として、全座席から情報ネットワークに接続可能な各種講義室、演習室、法情報検索室、資料室をはじめ、模擬法廷、民事和解室、多目的室、自習室、ラウンジなど、それぞれの目的に応じた充実した施設を配置している（平日は、8時（一部は8時50分）から23時まで利用可能）。集中的に学習できる環境を提供することで、一人ひとりの学びを強力にサポートしている。
  5. 各学期の最終授業時に学生による授業評価アンケートを実施し、それを踏まえて、本研究科自己評価委員会による分析が行われた。その結果を受け、本研究科の学生および専任教員に向けて、各科目、各教員、各クラスの詳細なデータをホームページ上で研究科内に公表し、全体集計と分析結果の抜き刷りを外部に配付している。
  6. 国際的に活躍できる法曹の養成を目標の一つに掲げる本研究科では、海外有力ロースクールとの提携を積極的に行い、アメリカのロースクールで修士号（L.L.M.）の獲得を目指し、さらにアメリカの法曹資格をも取得できる体制を整えている。

#### （点検・評価の結果）

1. 入学前ガイダンスについては、学習意欲の喚起、入学後の学習に対する不安の解消には役だったのではないかとと思われる。
2. 春学期に実施した共同授業（研究者と実務家のペア授業）の成果を総括する段階には必ずしも至っていないが、いくつかの問題点は指摘されている。やはり初めての試みでもあり、研究者教員と実務家教員の教育観や具体的な教育方法の違いが、当初期待していたようなダイナミックな授業の実現にとって、ややマイナスに作用したように思われる。教員間の個性がぶつかり合って新たな刺激や思考方法の多様性を生み出し、それを学生自身が感じ取って学んでくれればよいのであるが、お互いに未だ試行錯誤の連続であるように思われる。
3. 教員も可能な限りあらゆる時間を割いて学生の教育・指導に努めており、概ね成果は出ているように思われる。ただ、教員の都合で設定するオフィス・アワーの時間が必ずしも学生の利用しやすい時間帯になっていない場合もあるようである。
4. 施設の利用時間の延長、予習・復習に使える部屋の提供等、集中的に学習できる環境を提供するという観点からは、なお改善の余地が大きいように思われる。
5. 授業評価アンケートは、一応円滑に進んでいると思われる。

#### （改善の具体的方策）

1. さらなる改善の工夫としては、授業担当教員によるロースクールにマッチした新たな教材（教科書・参考書）の開発・出版が挙げられよう。とくに1年生の基本科目については、法学系学部以外の学部出身者に対し、1年で法律基本科目の基本をマスターさせなければならず、これまでの学部用の教科書では対応できないと思われる。
2. 共同授業（研究者と実務家のペア授業）については、さらなる事前の十分な打合せが

必要であり、授業結果を踏まえての作成教材の改訂作業も必要となろう。

3. 新たに導入したアカデミック・アドバイザー制度（若手弁護士による学習支援）の継続および充実のためには、早急なる予算化が望まれる。
4. 前記諸施設、とくに法情報検索室、資料室および自習室の24時間利用ができる環境作りが、学生にとって最も関心の高い問題であり、今後の重要な検討課題である。
5. 授業評価の結果明らかとなった法学的知識・センスの有無を踏まえて、1年生における純粹未修者と法学部出身者との学力別のクラス分けの要否、および2年生（前年度の1年生＋当該年度の2年入学生）のクラス編成時の工夫も次年度以降の重要な検討課題として残っている。
6. 授業改善、教育指導の充実につながるものとして、教員相互間での授業参観のより一層の実施が望まれている。関連して、FDの積極的な取り組みも必要である。
7. 法学研究科博士後期課程との連携（進学）も視野に入れた教育・研究指導の体制作りも検討課題である。
8. 文科省の法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムに採択された本研究科のプロジェクト「模擬法律事務所による独創的教育方法の展開－仮想事件を通しての理論・実務の総合的教育プログラムと教材の開発」の推進が、2年目の重要課題である。

### 10.3.3 教育方法のあり方

#### 【評価項目 6-3-1】 授業形態と授業方法の関係

（必須要素）授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

（必須要素）マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

（必須要素）「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性

#### <開設時に設定した目標>

1. 少人数教育の徹底
2. 基礎演習科目のクラス担当制による密接な個別指導
3. 研究家教員と実務家教員の連携の強化

#### （現状の説明）

1. 授業方式は、講義、演習、実習のいずれか、またはその組み合わせになる。本研究科においてはそのいずれの方式においても、徹底した少人数教育を実施している。密度の高い授業を展開するため、クラス規模ができるだけ少人数となるよう一つの科目を複数クラス開講している。
2. 具体的には、「法律基本科目群」では、1年生が1クラス35名、2年生が1クラス25名を標準としている。（英米法総論を除く）。また、「実務基礎科目群」においても、たとえば「法情報調査・法文書作成」では10クラスを開講して1クラスが15名以下とし、他の科目もその特性に応じてきわめて少人数での指導を行う。これにより「基本的な実定法につ

いての確実な知識の修得」と「実務教育の導入部分」についての効果的な学習を確保する。「基礎法学・隣接科目群」「展開・先端科目群」の諸科目についても同様に、1クラス40名程度の少人数教育を行う。

3. さらに、「特別演習科目群」の1年生配当の「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」は1クラスの上限を9名とし、3年生の「特別演習」ではさらに少人数のクラスとなる。
4. 「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」は必修科目とはしていないが、特に初めて法律学を学習する者にとって、法学の基礎的な知識を学ぶとともに、クラス担任方式によって、担当者が密接な個別指導を行うことを主旨としており、春学期の途中で、既修者についても、担任・副担任制度を導入した。
5. 本研究科では、研究者教員と実務家教員との連携を重要視している。研究者教員が法理論教育を担当し、実務家教員が実務的な科目を担当するという任務分担的な体制をとらず、「理論と実務の融合」という観点から、実務家教員も法理論教育に積極的に関与するという体制をとっている。「法曹養成に特化した教育」という法科大学院の理念を実現するためには、従前の法学教育にしばしば見られた実務的観点の無視・捨象といった現象は、あってはならないからである。そのため、実務家教員の法律基本科目への積極的関与を図っており、講義・演習科目を実務家教員が担当する、あるいは、実務家と研究者が共同担当する、といったことを通じ、カリキュラム委員会や、研修会、研究会の場で教育内容や方法について議論していくことにより、「理論と実務の融合」の確保を目指している。
6. マルチメディアを活用した教育の導入状況については、ロースクールの授業の特殊性から報告できるような著しい成果はない。
7. 遠隔授業はしていない。

#### （点検・評価の結果）

専門職大学院である法科大学院の設置にあたり、2004年度開設の際、設置趣旨につき十分な議論を経た上で文部科学省に設置申請したものであり、教育方法のあり方については適切であると考えており、現状も順調にすすんでいる。

#### （改善の具体的方策）

大きな問題もなく教育の成果もあがり円滑にすすんでいる。よりよい教育のあり方を目指すための課題については、引き続き各種委員会において議論し、速やかに解決をはかっていく。

### 10.3.4 教育成果のあり方

#### 【評価項目 6-4-1】 教育効果の測定

- （必須要素）教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性
- （選択要素）修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況
- （選択要素）大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況

【評価項目 6-4-2】 厳格な成績評価の仕組み（成績評価法）  
（必須要素）学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

＜開設時に設定した目標＞

1. 成績評価の客観性の確保
2. 成績評価基準の策定と評価の統一性
3. 成績の絶対的評価（厳格な成績評価）と相対的評価の有用性
4. 授業担当教員による独自の教材の開発・出版

（現状の説明）

1. 教育効果の測定については、以下のような原則を設け、実施してきた。(1)シラバスで評価基準を明らかにする。(2)学年末に定期試験（筆記試験またはレポート）を行う。(3)定期試験のみで評価しない。成績評価は、定期試験の成績と授業中の試験やレポートの成績、発表や報告等の内容により、総合的に行うものとする。(4)成績評価は、A+、A、B+、B、C+、C、Dの7段階とし、Dは不合格とする。(5)特定の科目の成績評価がCまたはDの者に対しては、一定の学習期間の後、再試験の機会を与える。再試験により合格となった者の成績評価は、当初の成績評価がDであった場合はCとし、Cであった場合はC+とする。

本研究科では、開設当初より、多様な方法で学生の能力、学習成果の把握に努めてきた。上記(3)の具体的な方法については、一応定期試験をメインとしつつも科目ごとに効果的と考える方法も異なりうることから科目担当者の判断により、授業中に小テストを多用する、中間試験を実施する、事前または事後のレポートを重視する、専ら口頭での質疑応答、ディベートの結果を平常点の中心とする等と、かなり多様である。これは、成績評価の在り方は、当然のことながら、教育方法の在り方と密接に関連していることの現われである。上記(5)について、開設当初（2004年春学期）は、成績評価がDの者に対してのみ再試験の機会を与えたが、成績評価がCの者についても、再度学習の機会を与えた方が教育成果の向上・確保という観点からはより適切であろうとの判断により、2004年度秋学期からその取扱いを変更したものである。

2. 本研究科では、成績の総合評価システムとしてGPA制度を導入している。それぞれの成績評価に対するGrade Pointおよび素点換算の目安（評価：GP：素点換算の目安〔100点満点〕）は、A+：4.0：90～100、A：3.0：80～89、B+：2.5：75～79、B：2.0：70～74、C+：1.5：65～69、C：1.0：60～64、D：0.0：0～59である。GPAは、〔（科目の単位数）×（その科目のGrade Point）の総和〕÷（履修登録した単位数）の総和、により算出する。各科目担当者は、このGPAを各学年における受講生一人ひとりの相対的評価の客観的指標として、きめ細かな教育サポートのために活用している。さらに、2005年度から、本研究科全体の取組みとして、全学生を対象に、とくに学年ごとに成績下位および中位の者を対象としたレベルアップ検討会を2回実施した。その検討結果を踏まえて、担当教員が対象となった学生に対する個別指導を2005年3月初旬および6月下旬に行った。

3. 安易な成績評価によって、本研究科が目標とする法曹としての資質を備えず一定のレベルに達しない者が卒業することのないように、A+の割合を上位1割以内に限るほかは、基本的に絶対評価、すなわち厳格な成績評価を実施している。
4. 単位制の趣旨に鑑み、また学生自らが十分に予習・復習する時間を確保することができるように、1年間に履修登録できる単位数の上限を、1年生および2年生は各36単位、3年生は44単位と定めている。なお、授業開始後2週間以内であれば、履修登録科目の抹消・追加を認めている。

#### (点検・評価の結果)

現状の説明の1に記載した多様な成績評価については、各教員間でその成果を相互に検証しつつあるところであるが、開設後ようやく2年目に入ったばかりであり、いまだ試行錯誤の段階にあると思われる。

2については、きれいな分布を示す科目もあれば、特定の評価（例えば、AとB）に偏っている科目もあり、科目の性質・内容および受講人数にもよると思われるが、評価基準の策定・評価の統一・客観性の観点からはなお検討の余地があると思われる。

3については、全体としては、やや評価が甘い印象はぬぐえない。

#### (改善の具体的方策)

1. 教員間での大方の了解事項でもあり一部学生からの要望もある中間試験の方法として、何らの予習を前提とせず、当日、一定の時間内に、(抜き打ちで)一定の応用問題を提示して答案を書かせるやり方がある。これにより、法曹に求められる限られた時間内での情報整理能力・分析力、論理的思考力・推理力と文章構成能力などをチェックし涵養することが可能となる。
2. とくに、3年生対象の民事法総合演習、刑事法総合演習および公法総合演習の一環として、文章力アップのために、新たにアカデミック・アドバイザー制度を導入した。これにより、授業時間外を活用して、授業の復習も兼ね、法曹としての重要な資質である法律文書を書く力を高めることが期待されている。
3. 教授会やカリキュラム委員会等ですでに何度か検討を重ねてきた問題ではあるが、授業評価の一環として、学生の意見も参考にしながら教員相互間で成績評価についてさらに議論を尽くし、共通の認識を持つこと、その徹底を図ることが求められている。
4. ロースクールの授業にマッチした独自の教材(教科書・参考書)の開発・出版が望まれるが、そのためには、少なくとも教材執筆期間中、教員の授業等の負担を軽減する必要がある。

### 10.3.5 教育の質の向上

#### 【評価項目 6-5-1】 教育改善への組織的な取り組み（教育・研究指導の改善）

- （必須要素）教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況
- （必須要素）シラバスの作成と活用状況
- （必須要素）学生による授業評価の活用状況
- （選択要素）学生満足度調査の導入状況
- （選択要素）卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況
- （選択要素）高等教育機関、研究所、企業等の雇用主による卒業生評価の導入状況

#### <開設時に設定した目標>

法科大学院における教育の内容及び方法の改善を図るために、例えばFD委員会などが設置されて、継続的かつ組織的に研究や研修などを行う。

1. シラバスの充実
2. 全科目での学生による授業評価の実施
3. 授業評価の結果の活用も含めたファカルティ・デベロップメント活動の充実

#### （現状の説明）

現在教員6名で構成されている自己評価委員会があり、いわゆるFD活動、授業評価および自己点検・評価の問題に取り組んでいる。本研究科においては、法曹養成という高度専門職業人の養成に特化した専門職大学院（法科大学院）としての性格上、伝統的な法学教育に加えて実務家教員による実務教育を実施しており、自己評価委員会においては、このような教育内容に関する方法の改善策等について取り組んでいる。

その主な活動としては、毎月1回以上の会議を開催するなどしてその時々の問題点を討議し、委員相互間の問題意識の共有化などを図っている。そしてこの委員会で取り上げられたとくに重要と思われる問題については、すべての教員が参加して行われているカリキュラム委員会においても諮られ、すべての教員がその問題点を共有化するよう配慮している。その他、学生の授業評価で評価の高かったと思われる講義科目をピックアップして、委員による授業参観を実施し、その感想などを出し合って分析につとめている。

学生による授業評価については、1セメスターにつき、その半ばにさしかかった時点ですべての学生に対して、自由記述式のアンケートを実施している。さらに最終の授業時間時には正式な授業評価といえるアンケート調査を実施している。この評価結果は、主に数値データについてはすべての部分の評価結果を、インターネットおよび冊子にしてロースクール内に公開しているし、全体にわたる分析については自己評価委員会による検討と分析を加えた上で、これも小冊子の形で全学に公開している。

以上の学生評価と同時にすべての教員に対しても1セメスターの自己の講義に関するアンケートを実施しており、その結果も上記の冊子にあわせて掲載している。

また、教員に対するFD研修として、各所で実施される教育方法改善研修プログラムに派遣するほか、教材開発・授業参観および教育（授業）方法に関する主体的取り組みを奨励している。

学生の授業評価は、すでに2004年度中に、春学期と秋学期の最終の授業終了時に授業



アンケートが実施され、あわせてすべての教員に対する自己評価も実施された。学生に対するアンケートについては、司法研究科自己評価委員会編の「授業評価アンケート結果報告書」として本研究科の教職員及び学生に公開されている。

授業評価アンケートの結果については、自己評価委員会において分析・検討の結果、後述のような改善にむけての具体的方策の実施が検討された。

#### （点検・評価の結果）

まだ法科大学院が開設して1年たらずなので、授業方法等についてはすべての教員がなお手探りの段階であるが、授業調査自体はすでに2度実施しており、その結果等をふまえて教育方法の改善のために活用されつつある。

授業に関しては、春学期、秋学期の授業終了後に受講生による授業評価を実施しているが、この授業評価について、授業評価結果に基づく教育方法に関する研修会を毎学期終了時に実施することや、授業評価で特に優れた教員についてこれを表彰すること、さらに授業評価で芳しい結果が示されなかったものについては、研究科長が面談し、改善を要請し、具体的方針を確認することなどが制度化されている。

自己評価委員会において、上記授業アンケート等の結果の分析や検討がなされた結果、2005年度ではつぎのような改善にむけての具体策が実施される予定である。

1. 授業アンケート項目の見直し。検討の結果、2005年度春学期の授業アンケートの項目をより適切なものに修正を加えた。
2. 授業参観の実施。2004年度の授業評価においてすぐれた評価を受けた授業について自己評価委員会委員を中心として、全教員も参加可能なかたちでの授業参観を実施する予定。とくに双方向の授業にすぐれた他研究科の外部講師招聘による研修会の実施。

#### （改善の具体的方策）

2005年度春学期に若干の授業について授業参観を実施し、秋学期においても授業参観週間を設け、全教員、全授業を対象に授業参観を実施の予定である。さらに、外部講師を招いて教育方法に関する研修会を実施した。

### 10.3.6 学位授与・課程修了の認定

#### 【評価項目6-6-1】 学位授与

- （必須要素） 修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性
- （必須要素） 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性
- （選択要素） 修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性
- （選択要素） 学位論文審査における当該大学（院）関係者以外の研究者の関与の状況
- （選択要素） 留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性

#### 【評価項目 6-6-2】 課程修了の認定

- （必須要素） 標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

<開設時に設定した目標>

1. 在学年数と必要修得単位数を充足した者が課程を修了し学位が授与されること、ならびに、ロースクールとしては、法曹として十分な能力を持った学生を送り出す社会的責任とその使命があることを考え、成績評価、単位認定をより厳格に行う。
2. そのためにロースクールとしての成績評価・単位認定基準の整備・確立・公表が必要である。同一科目間におけるクラス間の成績分布調整をなお一層求めていく。
3. これを推し進めるために、第三者評価の定期的実施、学生による授業評価の改善、シラバスでの成績評価基準の明確化、その公表などの実施と、そのためのたゆまぬ改良を積極的に実践していく。

(現状の説明)

1. 法科大学院の課程を修了した者に授与する学位は、学校教育法第68条の2および学位規則第5条の2において、「法務博士（専門職）」と定められている。同課程の修了要件は同基準（専門職大学院設置基準第23条）において、「法科大学院に3年以上在学し、93単位以上を修得すること」とし、同基準第25条では、「法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者に関しては、第23条に規定する在学期間については1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については30単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる」としている。
2. 本研究科では、関西学院大学学位規程において、本研究科修了者に授与する学位を「専門職学位」とし、その名称を「法務博士（専門職）」と定めている。関西学院大学専門職大学院学則においても「法務博士（専門職）」の学位を授与する、と定めている。修了要件については、関西学院大学専門職大学院学則において、「3年以上在学し、所定の授業科目について98単位以上を修得することを修了要件とする」とし、入学時に法学既修者と認められれば、「2年以上の在学で、所定の68単位以上を修得することで課程を修了することができる」としている。
3. 本研究科は2004年4月開設のため、2006年3月に初めての修了者が生まれ、学位が授与される。学位授与は、研究科教授会の議決事項である。

（目標に記した厳密な成績評価、単位認定については、「10.3.4 教育成果のあり方」参照）

## 10.4 国際交流

### 【評価項目 7-0-1】 国際交流（国内外における教育研究交流）

- （必須要素）国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性
- （必須要素）国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性
- （選択要素）国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況
- （選択要素）外国人教員の受け入れ体制の整備状況、運用の適切性
- （選択要素）教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性
- （選択要素）国際的な教育研究交流、学術交流のために必要なコミュニケーション手段修得のための配慮の適切性

#### <開設時に設定した目標>

米国ロースクールとの交換プログラムを設け、本学ロースクールの学生が米国ロースクールで学ぶ機会を提供する。また、提携大学の学生を受け入れ、外国での法学教育を受けようとする本学学生と交流することにより、知識の相互交換といったことの実現を図る。

#### （現状の説明）

本研究科は発足して間もないので、まだ国際交流及び交換の実績は無いが、交換留学を奨励する理由は次のとおりである。

1. 今日、企業活動のグローバルな展開に伴う様々な法律問題が生じてきており、国際ビジネスの拡がり、地球規模の環境問題、外国人労働者の増大、日本社会内部で進行する国際化などの現象がますます増大している。それらを看過して、国際社会への奉仕は困難といわざるをえない。こういった国際的展開に対応して、国際法務の必要性が痛感され、また外国語、とくに英語で交渉できる能力を備えた、国際的に活動できる法律家養成への具体的方策が考えられる必要がある。
2. 外国ロースクールとの交換プログラムの設置が整備されつつあるが、具体的にそのような法曹を現実に作り出すための準備と実践を開始する必要がある。本研究科では、本研究科学生が米国ロースクールで学ぶ機会を提供するだけでなく、提携大学の学生を受け入れ、外国での法学教育を受けようとする本研究科学生が交流することにより、知識の相互交換といったことの実現を図ることが求められる。

具体的には、

- (1) 法学英語に強く、国内外で活躍できる法曹を養成する
- (2) 米国ロースクールの教員を招いて最先端の授業を提供することにより、カレントな法的問題を理解させ、外国の法律知識や問題意識を身につけさせる
- (3) 日本と米国双方で法曹資格を取り、将来、日本と外国の架け橋となって活躍できる、国際感覚を持った法曹を養成する
- (4) 本研究科の教員に外国でのファカルティデベロップメントの機会を与え、教員資質の向上に役立てる

(5) 提携大学ロースクールとの交換プログラムは、次の二種類を予定する。

① 学生交換

交換プログラムで中心となる学生の交換は、関西学院大学ロースクール学生の場合は、まず正規学生として相手方ロースクールに在籍し（2学期間・約1年）、LL.M. 取得をめざし、引き続き、法曹試験（Bar Examination）を受験する。しかし、多くの学生にアメリカのロースクールを体験させるために、訪問学生（non-credit student）として、短期間（1学期間）に関心ある科目、たとえば、特許法や国際税法を履修するということも考えられる。

提携先ロースクール学生の場合は、交換留学生として本学ロースクールで授業を履修するほか、提携している日本の弁護士事務所でインターンとして研修を受けるといったことを考えている。

② 教員交換

本学ロースクール教員の場合は、客員教授として提携先ロースクールに短期または長期間滞在して、日本法に関する講義を担当するか、あるいは客員研究員として一定期間研究滞在する。

提携先ロースクール教員の場合は、客員教授として本学ロースクールでアメリカ法や外国法に関する講義を担当するか、あるいは客員研究員として一定期間研究滞在することが考えられる。共同セミナーや講演会の開催、刊行物の交換などもこれに付随して行われる予定である。

（点検・評価の結果）

本研究科は発足して間もないので、まだ国際交流及び交換の実績は無い。なお、計画の実現に向けた活動や作業は本研究科内に国際交流委員会を設置し、具体的プログラムの実践（教員交換や、日本プログラムの形成）を順次進めている。

（改善の具体的方策）

本研究科は発足して間もないので、まだ国際交流及び交換の実績は無い。しかし、本研究科内に国際交流委員会を設置し、今後の外国人招聘教授や教員交換について施策を立案している。これは、本研究科のカリキュラムの全面改正がおこなわれる2007年度からの実施を目指している。

## 10.5 研究活動と研究環境

### 10.5.1 研究環境

#### 【評価項目 9-1-3】 研究上の成果の公表、発信、受信等

(選択要素) 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

(選択要素) 国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

##### <開設時に設定した目標>

研究活動については、「10.5.2」参照。

評価項目9-1-3については、発足したばかりのロースクールではまだ検討されていない。

### 10.5.2 研究活動

#### 【評価項目 9-2-1】 研究活動

(必須要素) 論文等研究成果の発表状況

(選択要素) 国内外の学会での活動状況

(選択要素) 当該大学院・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況

(選択要素) 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

#### 【評価項目 9-2-2】 研究における国際連携

(選択要素) 国際的な共同研究への参加状況

(選択要素) 海外研究拠点の配置状況

##### <開設時に設定した目標>

1. 本研究科教員に、短期および長期の研究のための研究期間を制度化し、ローテーションで、教科教育の重い負担から開放し、研究に時間を使う機会の制度化を行う。
2. ロースクール教科教育方法の発展ではなく、本研究科研究者教員の研究を推進し、奨励するための制度的整備を行う。

研究を啓発するような、内外の研究者の招聘機会をより容易にまた豊富なものにする。

#### (現状の説明)

本研究科教員は、その全時間が教科教育ならびに時間外の学生指導に割かれている。そのため、本研究科教員は、夏期及び春季の一斉休暇期間に、授業改善のための研修会や研究会に参加したり、教材の準備をおこなっている。

他方、本研究科教員は、既存の他大学院研究科と異なり、研究テーマに従って個別論文の用意をするための研究時間はほとんどないといってよい。もちろん国内外の学会での研究活動は授業の充実とその時間確保に制約され、積極的に参加できない状況にある。しかしながら、本研究科では、2004年度文部科学省の形成支援プログラムに採択され、研究助成を得て行われる研究プログラムとして「バーチャルローファームによる法学教育の樹

立」を目指した研究活動をおこなっているがこれは、当該大学院・研究科として特筆すべきものである。

なお、論文等研究成果の発表状況は、「関西学院大学研究業績データベース」で見ることができる。(http://www.kwansei.ac.jp/kwansei\_research/index.html)

#### (点検・評価の結果)

現実に、本研究科の研究者教員の論文執筆数は、それまでの業績や実績と比較してかなり減少している。他方で、研究における国際連携（交換プログラムによる米国ロースクールへの研究滞在）は、始まったばかりであり、まだ実績が無い。さらに国際的な共同研究への参加状況は、始まったばかりであり、まだ実績が無い。関連して、海外研究拠点の配置状況は、現在、考えられていない。教育研究組織単位間の研究上の連携についても、始まったばかりであり、まだ実績が無い。本研究科の附置研究所はない。

なお、形成支援プログラムでは、もっぱら、弁護実務修習における仮想法律事務所による実践的教育の構築を追及しており、これまで、学内シンポジウムや国際シンポジウムなどを開催し、大学内外にその成果を発表しつつ前進させている。

#### (改善の具体的方策)

教員の頻繁なサバティカルの制度化および研究奨励の制度化、とそれを支援する財政的な裏付けが早急になされる必要がある。

## 10.6 教員組織

### 【評価項目 11-0-1】 教員組織

(必須要素) 大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性

(選択要素) 任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

### 【評価項目 11-0-2】 教育研究支援職員

(必須要素) 研究支援職員の充実度

(必須要素) 「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

(選択要素) 高度な技術を持つ研究支援職員を育成し、その技術を継承していくための方途の導入状況

(選択要素) ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

### 【評価項目 11-0-3】 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

(必須要素) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

### 【評価項目 11-0-4】 教育研究活動の評価

(必須要素) 教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

(選択要素) 教員の研究活動の活性度合いを評価する方法の確立状況

(選択要素) 教員の自己申告に基づく教育と研究に対する評価方法の導入状況

### 【評価項目 11-0-5】 大学院と他の教育研究組織・機関との関係

(必須要素) 学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

#### <開設時に設定した目標>

1. 研究者教員の年齢構成の偏りの是正
2. 女性教員の比率を上げること
3. ティーチング・アシスタント制度を実質化、充実化させ、教員の授業のクオリティの向上を図るとともに、学生の勉学支援体制を早急に確立すること

#### (現状の説明)

1. 本研究科の専任教員組織は、2004年度、研究者教員16名、実務家教員17名（うち1名は派遣裁判官）によって構成されている（これに加えて1名の客員教員が在籍している）。計33名という専任教員数は、375名の学生収容定員に対しては潤沢である（専任教員1名あたりの学生数は約11名となる）。また、研究者教員と実務家教員が同数であるというきわめて特徴的な構成となっている。
2. このような教員構成となっている結果、主要な授業科目はほぼ専任教員によって担当され（たとえば、2004年度開講のA群科目・B群科目計122クラスのうち、109クラスを専任教員が担当）、兼任教員・非常勤教員との比率も比較的適切な状態となっている。（2004年度に開講した192クラス中、専任教員担当は151クラス担当し、担当率は約79%。兼任教員・非常勤教員の担当率は約21%）
3. 専任教員の年齢構成は、60歳代が3名、50歳代が15名、40歳代が13名、40歳以下が2名である。研究者教員については50歳代の割合が高い（17名中11名）。
4. 教育課程編成の目的を具体的実現するための教員間における連絡調整の組織としては、任期の定めのない教員をメンバーとする教授会（任期制教員も出席可能であり、実際には多くの任期制教員が出席している）が原則として毎月開かれているほか、任期制

教員を含めた全専任教員によるカリキュラム委員会が年6回程度開かれており、ここでは、カリキュラム等の教務事項について活発な議論がなされている。

5. 専任教員のうち、女性教員は4名で、比率は11.8%である。また、実務家教員17名のうち、14名が任期5年の任期制教員であり、2名が任期の定めのない教員である。残りの1名は派遣裁判官であるので、将来のある時点での交代が予定されている。なお、研究者教員は、全員が任期の定めのない教員である。
6. 教育研究支援のスタッフとしては、教務補佐3名、資料室職員1名が配置されており、教材の準備、研究資料の収集に従事している。ティーチング・アシスタントとしては、教学補佐制度を利用して2年生以上の成績優秀者から約10名に委託し、1年生（未修者）の指導に当たらせている。
7. 教員の募集・任免・昇格については、「専門職大学院教員任用規程」ならびに「任期を定めて任用する教員に関する規程」に基づいて行われることになるが、本研究科は2004年に発足したばかりなので、まだ具体的な任用例は発生していない。本研究科設置時の教員任用は、上記規定に基づいて設置委員会で行なった。ここでは、公募制は採用されなかったが、法学部教員を中心に広く情報を集め、設置委員会で適格者を絞り、業績等を客観的に評価したうえで、設置委員全員による投票で任用を決定した。
8. 教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性については、文部科学省での教員審査を受けた上での2004年度開設であり、評価には至っていないが、第三者評価、FDとも連動し今後実施していく課題である。
9. 他の教育研究組織・期間との関係としては、アメリカのロースクール5校との交換プログラムを設置しており、日米両国での法曹資格取得の道を開いている（教員の交流も予定されている）。また、本学ビジネススクールや法学研究科等との単位互換も可能で、ビジネス感覚や幅広い知識を持った法曹の養成をはかっている。

#### （点検・評価の結果）

1. 研究者教員の年齢構成の偏りについては、2004年度のロースクール開設にあたり適任者を採用したためであり、結果的に50歳代が多くなった。
2. 女性教員の比率については、女性教員の比率を念頭に置きながらの採用活動であったが、適任者の採用をした結果がこの数字となった。
3. 授業方法の改善、教材の作成、教育内容の統一などについては、各科目担当者間における連絡調整会議が開かれ、教材の作成や教育内容の統一が行われている。また、カリキュラム委員会などにおいても、授業方法・技術について議論している。加えて、自己評価委員会においてFDへの啓蒙活動を行い、組織的に議論する体制が整っている。
4. ティーチング・アシスタント制度については、教える側からも教えられる側からも好評で、効果的に実行されている。
5. 教員の研究支援を充実させるとともに、研究時間の確保への方策については、開設当初ということと、授業のための準備が予想以上に必要なことから研究活動まで方策を打っていない。
6. 教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性については、現状に記述



したとおりである。

(改善の具体的方策)

研究者教員の年齢構成の偏り、女性教員比率の向上については、十分な検討の上での教員組織であり、早急に解決することは出来ないし、現教授陣は学生からも評価が高く変更する要素はない。しかしながら、今後の教員構成（年齢、男女比等）を長期的視野で計画的に立案し、早期に手立てをしていく必要がある。

教員の研究支援の充実、研究時間の確保については、教材作成、授業方法の立案などのさまざまな課題が集中した開設時から、若干は落ち着いてくるものと思われ、研究時間も少しは確保できるだろうが、組織的に各人に均等に確保されるよう、研究科長室委員会、教授会などでその方策を検討していく。

## 10.7 施設・設備

### 【評価項目13-0-1】 施設・設備等の整備

- (必須要素) 大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性
- (必須要素) 大学院専用の施設・設備の整備状況
- (選択要素) 大学院学生用実習室等の整備状況

### 【評価項目 13-0-2】 先端的な設備・装置

- (選択要素) 先端的な教育研究や基礎的研究への装備面の整備の適切性
- (選択要素) 先端的研究の用に供する機械・設備の整備・利用の際の、他の大学院、大学共同利用機関、附置研究所等との連携関係の適切性

### 【評価項目 13-0-8】 組織・管理体制

- (必須要素) 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況
- (必須要素) 実験等に伴う危険防止のための安全管理・衛生管理と環境被害防止の徹底化を図る体制の確立状況

#### <開設時に設定した目標>

施設設備に関する目標設定については、司法研究科のみで決定するのは不可能であり、大学の意向や財政見通しを踏まえた全学的意思決定が必要である。現在、「キャンパス総合開発検討委員会」においてキャンパスのグランドデザインについて検討しているところである。

#### (現状の説明)

2004年4月に開設した法科大学院（司法研究科）は、2004年3月に竣工した大学院2号館（地下一階、地上3階）を専用棟とし、隣接する大学院1号館（地下1階、地上3階）の全研究科共用の教室、大学院学生共同研究室も使用している。個人研究室については、教員用として新たに40室設置されたメディア・研究棟の研究室を使用している。

#### 1. 大学院2号館（専用棟）

##### (1) 地下1階

双方向授業が可能なコの字型に座席を配置した座席数57席の階段（講義）教室が1、机の移動が可能な座席数36席の演習教室が1、10名が座ることができる楕円形の和解テーブルとその様子を傍聴することができる36席の学生席を持つ民事和解室が1、座席数12席の多目的室が2、閲覧席タイプの座席31席の自習室が1、ロッカーが396個配置されている。

民事和解室には記録用のカメラ2台と通常のAV設備を整備している。多目的室には模擬実習が行えるように録画用ビデオカメラを設置している。また、ロッカーは全学生に貸与している。

##### (2) 1階

法律関係の内外の図書資料・雑誌を整備し、データベース検索も可能な、コピー機3台、PC5台、プリンター1台を設置した資料室が1、48台のPCを設置し法律に関するデータベースを検索・収集するための法情報検索室（PC室）が1、教員が教材を開発・準備するためにPC2台、カラープリンター1台、コピー機1台の他、スキャナー、ビデオ編集機器を備えた教材開発室が1、の他に、研究科長室、事務室、教務補佐室、

講師控室、などがある。

(3) 2階

座席数159席の独立型自習机（キャレル）をもつ自習室1、閲覧席タイプの座席60席の自習室1、ならびに学生がくつろぐためのラウンジを設置。

(4) 3階

地下1階と同じ形の、双方向授業が可能なコの字型に座席を配置した座席数57席の階段教室が1、と通常の法廷設備に加え外国法実務に習熟できるよう陪審員席を12席備え、陪審員裁判の実習にも対応できる傍聴席80席の模擬法廷がある。模擬法廷は、記録・配信用に4台のカメラを設置し、刑事裁判で採用されているビデオリンク方式の証人尋問にも対応できる。

なお、大学院2号館の教室については、いずれも情報コンセントを配置し、基本的なAV設備を設置している。地下1階と3階の階段教室は録画、送信用のカメラも設置している。

2. 大学院1号館

講義室4、演習室9、院生共同研究室6（総席数160席）である。

施設利用時間については、専用棟の大学院2号館は朝8時～夜11時まで開館しており、授業終了後はカード方式の入館体制をとっている。平日だけではなく、夏休み、冬休みの一定期間以外は日曜・祝日も利用できる。

（点検・評価の結果）

独立した専用棟はロースクール教育には欠かせないものであり、本研究科では学習効果を高めている。

双方向授業に対応した教室、さまざまな目的に応じた教室は、学生、教員のニーズに対応し、模擬法廷、民事和解室は、実務教育の実習を行う上で不可欠であり、ロースクールにはなくてはならないものとなっている。また、学習をサポートする資料室、法情報検索室については、充分利用者の要望を満たしており、ロースクールにおける学習における中心であるといっても過言ではない。これらが、ひとつにまとまっていることは、自習室で学習する時間の長いロースクール学生にとっては、同一建物内であり利便性がよい。

ただ、3学年の在籍となった場合、教室が専用棟である大学院2号館だけでは賄えず、また適正な規模の教室が手配できないことは確実であるが、大学院1号館を使用することで解決できるであろう。大学院1号館は渡り廊下で繋がっており、すぐに移動できるため不便はない。

法科大学院の受験生が最も注目している学習環境である独立型自習机（キャレル）については、最終学年のみ貸与するとしているものの、実際には全学年からの要望が高く、全員に対する貸与などの実現可能性について早急な対応が必要である。

なお、大学院2号館の24時間使用については、実態を見ながら判断していく予定である。

（改善の具体的方策）

独立型自習机（キャレル）については、早急な対応が必要であるが、施設設備に関しては、大学の意向や財政見通しをふまえた全学的意思決定が必要である。